



## 平成22年度 大崎市社会福祉協議会表彰式 並びに 第38回 大崎市古川シルバーフェスティバルの開催

- 日時：平成22年11月11日(木)  
午前9時受付・10時開会
- 場所：大崎市民会館
- 内容：  
第1部／式典  
社会福祉功労団体個人への表彰状・感謝状の贈呈  
福祉作文・ポスター・標語コンクール最優秀賞受賞者への表彰状の贈呈  
第2部／ふれあいステージショー



▲昨年の様子



10月1日▶12月31日

赤い羽根共同募金は、  
1947年(昭和22年)に  
始まり、63年の歴史と  
実績のある全国的な  
募金運動です。



メモ

### 「赤い羽根」は 共同募金のシンボル

「赤い羽根」には、善い行い・勇気の印といった意味があり、1948年頃、アメリカでは水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、日本では、不要になったニワトリの羽根を使うようになりました。

「赤い羽根」は、寄付をしたことを表す「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。



皆様のご理解、ご協力に支えられ、今年も、厚生労働大臣の告示により、10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」(※「社会福祉法」に規定されており、事前に地域ごとに配分計画を立て、目標額を決めて行う募金運動)が行われています。

昨年度、皆様からお寄せいただきました募金18,103,411円【大崎市全体】は、宮城県共同募金会へ送金し、地域の社会福祉団体、施設、行政区や町内会等への配分事業、社会福祉協議会が実施する地域福祉事業や災害時救援等のために役立てられています。

今年度も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために、大崎市民の皆様へのあたたかいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

らくらく脳トレーニング(13ページ) <解答>

① 19個

② 17個

## 福祉の資格ガイド

### ② <介護支援専門員>

福祉の職場で働く人々の資格についてご紹介いたします。



#### ① 介護支援専門員とは・・・

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは、介護保険法に規定され、居宅介護支援事業所や介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等)において必置とされている専門職です。

介護保険法において、「要介護者又は要支援者(以下、要介護者等)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの」として介護支援専門員証の交付を受けたもの。」と位置づけられています。

#### ② 介護支援専門員の仕事

介護支援専門員として、福祉の職場で働く人々の多くは、居宅介護支援事業所や介護保険施設等で介護サービス計画(ケアプラン)の立案を担っています。

在宅や施設で生活している方々の相談に応じ、介護サービスの利用調整や関係者間の連絡などを行うことで、利用者の心身の状況にあわせて自立した日常生活を営むことができるよう支援し、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした介護保険制度の理念を実現するための重要な役割を担っています。

#### ③ 介護支援専門員の資格取得方法

介護支援専門員は、保健・医療・福祉の分野で、要介護者等に対する相談・援助の業務に一定期間従事した経験のある人の中から養成するという考えのもとに、資格要件が定められています。そのため、厚生労働省令で定める実務経験を有し、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで、介護支援専門員として登録をすることができます。

◎介護支援専門員の登録、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修は、全都道府県知事が行います。これらの内容や方法については、宮城県庁にお問合せ下さい。

#### ■実務経験要件

要介護者に対する相談・援助業務または介護サービス等の直接的な援助である業務に原則として5年以上または10年以上従事した経験のある者

#### ■資格等の要件

次の1～3に該当する者で求められる実務経験期間を満たした者

1. 次にあげる資格取得者(実務経験5年以上)
  - 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士含む)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士
2. 法令等に基づいて相談・援助業務に従事する者を配置することとされている施設や事業において当該業務に従事する者(実務経験5年以上)
  - (1) 施設等に必置とされている相談援助業務に従事する者
  - (2) 法律に定められた相談援助業務に従事する者
  - (3) 相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格または訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程に相当する研修を修了した者
  - (4) その他 ※施設長等
3. 介護等の業務に従事する者
  - ※社会福祉主事任用資格または訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程に相当する研修を修了した者は実務経験5年以上
  - ※上記以外は、実務経験10年以上

